

都城北諸県圏域ペットボトル水平リサイクル事業に係る事業連携協定に向けた
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

都城市および三股町で構成する都城北諸県圏域（以下、「本圏域」）において、家庭から排出されるペットボトルは、都城市リサイクルプラザで中間処理（選別・圧縮・梱包）後、契約に基づき、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再商品化事業者によりリサイクルされているが、リサイクル方法は選べず、ペットボトルだけでなくその他の用途（繊維やシート等）にも再生されている。

そこで、ゼロカーボンシティの実現を目指す本圏域が、ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業を実施する事業者と協定を結び、使用済みペットボトルを提供し、「ボトル to ボトル」を実現することで、環境啓発のイメージアップを図り、リサイクル活動を推進することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城北諸県圏域ペットボトル水平リサイクル事業
- (2) 場所 都城市および三股町
- (3) 内容 別記 仕様書のとおり
- (4) 協定期間 協定締結日から令和9年3月31日（水）まで
ただし、ペットボトルの搬出開始は、令和8年4月1日からとする。
- (5) 提案下限額 36,500,000円（消費税及び地方消費税相当額3,318,181円を含む。）
※年間引渡し予定数量 528,040kgで算出

3 プロポーザル方式を採用する理由

事業者の選定に当たっては、事業の提案内容が異なり、かつ、豊富な経験及び専門知識を有する事業者を選定する必要があるため、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式での執行とする。

4 業務スケジュール（予定）

内容	日程
選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和7年5月9日（金）
公告日	令和7年5月13日（火）
参加表明書の受付	令和7年5月13日（火）から 令和7年5月27日（火）まで
質疑の受付期間	令和7年5月13日（火）から 令和7年6月3日（火）まで
質疑への回答	令和7年6月10日（火）まで随時
参加資格要件の結果通知	令和7年6月13日（金）
企画提案書提出要請書等の送付	令和7年6月13日（金）
企画提案書受付期間	令和7年6月13日（金）から 令和7年6月23日（月）まで

プレゼンテーション等の実施	令和7年7月上旬頃予定
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和7年7月中旬頃予定
協定内容の調整	令和7年7月中旬頃予定
協定締結	令和7年7月下旬頃予定
ペットボトルの売払い契約	時期未定
ペットボトルの搬出開始	令和8年4月1日～

※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

5 指名型か公募型かの別 公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員の役割分担が明確になっていること。
- (9) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、単独又はほかの共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加していないこと

7 企画提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙1「企画提案書等の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和7年5月13日(火)から6月3日(火)午後5時まで

イ 受付方法：質問書(様式第1号)を電子メールで提出すること。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ

エ 回答方法：6月10日(火)午後5時までに、参加資格要件を満たした全ての事業者
にメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第2号)

- (イ) 事業者概要（任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
- (ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (エ) 役員等名簿兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 決算報告書（直近1年分）
- (キ) 納税証明書（直近1年分）
 - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
 - b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）
 ※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。
 ※（ウ）から（キ）までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。
- (ク) 共同企業体等調書（様式第3号）

イ 提出期間

令和7年5月13日（火）から5月27日（火）まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日は除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和7年6月13日（金）に通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第4号）

(イ) 提出期限

令和7年6月23日（月）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式第5号）

(イ) 会社概要（様式第6号）

(ウ) 業務実績（様式第7号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 企画提案書（任意様式）

(カ) 見積書（様式第8号）

イ 提出期間

令和7年6月13日（金）から6月23日（月）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写でも可）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城北諸県圏域ペットボトル水平リサイクル事業選定委員会を設置する。委員は、都城市関係部課長等7人（環境森林部長、環境政策課長、森林保全課長、環境業務課長、環境施設課長、環境施設課副課長、環境政策課カーボンニュートラル担当職員）および三股町環境水道課長1人の計8人で組織する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を、別紙2「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位3者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

(ア) 日程

令和7年7月上旬頃予定

※日程については別途連絡

(イ) 出席者

1者3名以内

(ウ) 実施時間

1者30分以内（器機のセッティング・撤去に係る時間を含む。）

(エ) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙2「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第9号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を企画提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 協定および契約に関する事項

(1) 協定の締結

優先交渉者と都城市の間で、企画提案の内容を基に再度調整を行った上で協議が整った場合、協定を締結する。

(2) 契約に関する事項

ア 協定締結後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、見積合わせの上、契約を締結する。

イ 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、連携協定の期間中は、令和8年度の実施状況等を踏まえ、引き続き事業者として適切であると判断した場合は、令和9年度以降、単年度ごとに契約を更新できるものとする。

(3) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(4) その他

ア ペットボトルの売払い料の支払は、市が発行する納入通知書により期限内に行うこと。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案下限額以下の場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公

- 開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
 - (7) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
 - (8) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
 - (9) 提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒 8 8 5 - 8 5 5 5

宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号

環境森林部環境施設課 施設管理担当 稲元

電 話 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)

F A X 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 7 2

E-mail kankyo-sisetu@city.miyakonojo.miyazaki.jp